

＜定例研究会報告要旨＞

第1781回（4月13日）

提示額バイアスを除去したCVMによる 公共サービスの経済評価

——家庭系一般廃棄物処理事業への適用——

矢 部 光 保

仮想状況評価法（CVM）において、近年適用事例が増えている手法として二肢選択CVM（以下、DC-CVM）が挙げられる。この手法では異なる被験者に様々な提示額の中から1つの提示額を示し、その提示額に対して支払意志の有無を質問するものである。さらに、第1提示額で支払うことに合意した被験者に対してはもう一段階高い提示額を、第1提示額で支払うことに合意しなかった被験者に対してはもう一段階低い提示額を示して質問する、DC-CVMを拡張した二段階二肢選択CVM（以下DB-CVM）もしばしば適用されるようになってきた。

このようなDC-CVMやDB-CVMでの推計手続きの厳密性を増す研究方向について、大きく二つに分類できるであろう。つまり、提示額自体がもたらすバイアスは存在しないという仮定の下で最適な提示額やサンプル数を設計する研究方向と、提示額自体が回答者行動に何らかの影響をもたらすと仮定した研究やその証拠を示す研究である。本報告は、後者の流れに属し、DB-CVMにおける提示額バイアスの問題を誤差項の特定化問題と関連づけながら、北海道北見市における家庭系一般廃棄物処理事業の経済評価を取り上げ、提示額バイアスを除去した推計方法を示した。

第1に、第1提示額と第2提示額における回答の一貫性の問題、すなわち初期値バイアスを識別する判別式を示そう。これにより、従来の定量的分析では第1回答全体と第2回

答全体との差異しか比較できなかったものが、各提示額ごとに回答の一貫性が識別可能になった。

第2に、第1、第2回答に一貫性があるとしても、回答が提示額の影響を受けている可能性がある。そこで、誤差項から提示額バイアスを除去するモデルを提案した。その結果、推計された支払意志額（以下WTP）は有意水準1%で提示額から正の影響を受けていることが明らかになった。また、提示額バイアス、すなわち、提示額と潜在的WTPとの差が推計されるWTPに与える効果を除去した結果、本報告のモデルでは対数線形関数を想定していたため、中央値と平均値の差異は最大で97%程度縮小した。

第3に、推計されたWTP（固定費と運営費の合計に対応する）の平均値は1世帯当年間47,184円であり、これにサンプル使用率0.466と北見市の世帯数43,315を乗じて年間便益を推計すると9.51億円となる。他方、年間家庭ゴミ処理費用は約8億円であるから、同市は埋立処分によって安価なサービスを提供しているといえよう。なお、同市は償還利子を含め総額94.2億円の新ゴミ焼却施設の建設を現在進めているが、本調査結果は、そのようなゴミ処理施設建設に当たっても重要なバックデータになったと聞いている。

最後になったが、CVMでは環境保全のために追加的に支払ってもよいと考える金額を質問することが多い。しかし、農業の公益的機能創出に関わる農業政策のように、既に税金が支出されている場合、追加的負担額を質問すれば消費者にとって二重の負担となる。そのため、ある公共サービスの税負担を消費者が既に行っている場合、公共サービスの削減に見合った減税後にWTPを表明してもらった評価方式を考案し、その方式で本報告ではWTPを推計するとともに、あわせてその厚生測度に関する検討も行った。

第1782回（4月20日）
大潟村における環境保全型農業の取り組み
——全戸調査の結果をもとに——

（秋田県立大学短期大学部）

谷 口 吉 光

これまで「近代農業のモデル農村」とか「食糧制度の矛盾の縮図」などと評されてきた秋田県大潟村であるが、このたび秋田県立大学短期大学部の教員が中心となって行った全戸調査によって、大潟村が全国最大の環境保全型稲作の産地であることが明らかになった。

調査の結果についてふれる前に、この調査の背景と経緯を紹介したい。減反をめぐる農業者の対立を何とか止揚しようとする若手後継者たちと、それに共鳴する短大の教員有志が「大潟村の環境保全型農業に関する研究プロジェクト」という産学共同研究を立ち上げたのは1998年7月であった。以来5ヵ月の準備期間を経て、1998年12月に農家全戸を対象とするアンケート調査を行った。事前の広報活動によって農業者の理解が得られていたためもあり、87.5%という非常に高い回収率が得られた。

調査は農法、土壌、水、生態系、経営等におよぶ広範な内容であった。ここでは農法と経営に絞って報告する。

(1) 環境保全型農業には「直播」「不耕起」「無代かき」「アイガモ」「側条施肥」「苗箱まかせ」等のようにさまざまな技術があるが、それぞれ長短があり、農業者は事情に合わせてそれらを組み合わせている。そのため個別には非常に複雑な取り組みが見られる。

(2) 環境保全型農業に取り組む動機には

「環境への配慮」のほかに「コスト減・高価格」などと経済的動因、「技術への関心」などの技術的動因がある。言いかえると、農業者にとっては、ある程度の経済的・技術的裏付けがない限り、環境保全型農業に取り組むことは難しい。

(3) 無農薬無化学肥料栽培米の圃場面積は推定約520ヘクタール、減農薬減化学肥料栽培米は同5,100ヘクタールに上る。いずれも全国最大規模である。

(4) 希望する米価水準は減農薬減化学肥料米で20,000～23,000円、無農薬無化学肥料米で25,000～30,000円という回答が多かった。しかし、現実の米価に対する満足度はきわめて低かった。適切な米価を確保するために、消費者の理解および政策的支援が求められる。

(5) これからの米の販売戦略としては「良食味米の生産」に次いで「環境保全を前面に打ち出した販売」が挙げられ、環境保全に対する関心の高さが示された。

(6) 有機農産物の基準・認証制度については、制度の認知度は高かったが、実際にそれに沿って表示している農業者は4分の1程度にとどまった。しかし、約半数が将来表示していく意向を持っている。

(7) 今後は、大潟村全体で環境保全型農業に取り組む体制が作られていくと思われる。それによって村が環境保全のモデル農村になることが期待される。研究者もその動きに貢献できるよう努力していきたい。

（調査の報告書は5月末に刊行予定。問い合わせは谷口まで）

第 1783 回（4 月 27 日）

農業資材産業の生産変動要因

——産業連関モデルによる分析——

薬師寺哲郎・佐藤孝一

農業資材産業は、アグリビジネスの一部として農業との深い結びつきの下で生産が行われている。産業間の投入・産出関係から見れば、農業資材産業はその生産物の農業への産出という形で農業と結びついており、この関係を通じて農業生産の変動の影響を受けることになる。

しかしながら、農業資材産業の生産物の産出先は必ずしも農業部門に限られる訳ではなく、農業以外の部門にも大きな産出先がある産業もある。また、近年では、輸入との関わりも強くなってきている。そのため、農業資材産業の生産は、農業生産の変動の影響だけでなく、それ以外の要因の影響も大きく受けていると考えられる。さらに、長期的な視点から見ると、技術構造も変化していると考えるのが妥当である。

以上の観点から、産業連関分析の均衡産出高モデルを用いて、1980 年から 1995 年までの 15 年間に於ける農業資材産業の生産額変動要因を、農業生産の変動のみならず、技術構造の変化、国内最終需要、輸出及び輸入の変動といった要因も考慮し、全 11 要因に分解して分析を行った。

産業連関モデルを用いたことにより、生産額変動の産業間の波及効果をも考慮した要因分解となった。つまり、例えば国内最終需要の変動の影響について言えば、当該資材産業の国内最終需要の変動のみならず他の産業の国内最終需要の変動が波及して当該資材産業の生産額変動に及ぼした影響も明確に把握することができた。

このような分析の結果、以下の点が明らかとなった。

(1) 農業部門の変動は農業資材産業の生産額変動に大きな影響を及ぼした。しかしながら、その影響は、農業部門の生産額変動の影響のみならず技術構造の変化、すなわち農業部門への投入係数変動の影響も大きかった。いずれの影響が相対的に大きいかは産業及び時期によって異なるが、概して農業の生産額変動の影響の大きかった産業は、飼料作物、飼料である。それ以外の産業（種苗、獣医、農業サービス、有機質肥料、化学肥料、農薬）は、農業への投入係数変動の影響の方が概して大きかった。

(2) 農業部門以外へも産出している産業は、一般経済状況に応じて国内最終需要の変動の影響が農業部門の変動の影響よりも相対的に大きくなることがある。例えば、1980 年代後半の種苗と獣医の生産額増加である。ただし、この時期のこれらの産業も他の産業との比較でみると農業生産変動の影響を最も大きく受けた産業のひとつとして位置づけられることに変わりはない。

このように国内最終需要の変動が他の要因よりも相対的に大きくなるという状況は、1985 年から 1990 年にかけての内需中心の高成長の期間においては、農業資材産業以外の多くの産業でもみられた。

(3) 1980 年代後半以降輸入係数の増加が及ぼす影響が大きくなってきた。これは、獣医と農業サービスを除く全ての農業資材産業に対して程度の差はあるものの生産額を減少させる要因として働いている。輸入については要因と考えるべきかどうかという問題は残るが、この間、円高の進展を背景として輸入が増加したことを考慮すれば、要因として位置づけることも妥当性を持つ。

第1784回（5月11日）

四国中山間地域における 担い手対策と農地保全

増 淵 隆 一

中山間地域の有する公益的機能が年間3兆円に達すると試算されるなど、その重要性に対する認識が深まる一方で、中山間地域では担い手の高齢化や農林地保管理機能の低下が依然として進行している。本報告では、全国の中山間地域のなかでも、とりわけ条件の厳しい四国傾斜地農業地域で行われている担い手対策と農地保全について、過去15年間の農業動向を踏まえつつ報告した。

(1) 1990年から95年にかけて、四国の中山間地域では農家数減少率が11.0%、経営耕地減少率は全国平均の2倍近い11.8%と高く、1戸当たり経営耕地面積は66aから65aへと縮小した。要するに、四国の中山間地域では農家減少が農地減少に直結し、残る農家の規模拡大に寄与しないばかりか、残る農家においても規模縮小が行われるという事態にあることを示している。

1985年以降、四国の山村では米、繭、クリ、シイタケ、肉用牛をはじめ数多くの品目が農業の国際化に伴う価格下落のもとで衰退を余儀なくされてきた。農産物輸入の総自由化という状況下で大幅な耕境後退が生じ、傾斜地利用の多様性も失われてきたのである。山間部に可能性として残されたのは、軽量・小型を特徴とする野菜や花き、それに地域特産果樹のみという状況である。かつての基幹品目が次々と衰退する中で、比較的優良な水田を集約的に使う方向で新たな展開を模索してきたのが、1985年から95年にかけての10年間だったと言える。

以上のような急激な作目転換に当たって、現場では園芸作物に対する価格補償や小規模ほ場整備、雨よけハウスのレンタル、営農指

導の強化、さらには育苗施設や選果施設の整備による農家と農協との分業、農協による庭先集荷など、農家のリスク回避と労働軽減のための対策を次々と施してきた。

これらによって、新たな産地形成という課題に一定の成果を得つつも、一方では、集約園芸の推進によって残る農地の荒廃化が促進されるというジレンマや、一層の高齢化による生産者数の減少と産地規模の停滞・縮小という新たな問題が生じてきている。

(2) 抜本的な労働軽減対策を実施するためには、農協の品目別部会組織を中心とするこれまでの組織体制に加えて、農作業の受委託や農用地の流動化に向けた新たな組織化・システム化が必要であるが、そこで不可欠となる基礎条件は小規模ほ場整備や園内作業道の開設等である。こうしたきめ細かな整備なくしては、急傾斜地を多く抱える四国の中山間地域では、農家減少と農地減少とがパラレルに進行するという状況は回避できない。

ところで、これら抜本的な労働軽減対策に四国の各県が着手したのは比較的最近のことである。高知県が小規模ほ場整備（せまち直し）事業を開始したのは1989年から、レンタルハウス事業は1990年からである。また、徳島県のファームサービス促進事業は1993年から、そして、愛媛県の宇和青果農協が柑橘園の園内作業道の整備に着手したのは、四国農試の地域総合研究の成果を受けた1994年からであった。

この過程で、最近、水稻作業受託集団やファームサービス事業体の形成が各所で見られるようになってきたし、森林組合作業班との連携や農作業受託者に対する受託料金の補助なども行われるようになってきた。また、園芸団地の造成による新規就農の促進も積極的に行われている。こうした地域条件に応じたきめ細かな担い手支援策が、中山間地域の農地保全にとっても重要となってきた。

第1785回（5月18日）

西暦2015年の農業・農村構造の予測

橋詰登・江川章・福田竜一

本報告では、農村地域人口、農家数・耕地面積、農家人口、農業労働力の将来推計をコーホート法および階層間農家移動確率行列による予測法を用いて行い、総合的な観点からみた農業・農村の将来像を地域別に提示した。

なお、予測結果はいずれも1990年から95年にかけての動きが今後ともそのまま継続することを前提としている。

地域別に西暦2015年の農業・農村構造を概観すると次のようになる。

1 北海道

北海道で最も特徴的なのは農家人口および農業労働力の減少が極めて大きいことである。農家人口をみると、2015年には現在の4割程度にまで減少し、しかも高齢化率が36.2%と急激に高まる。したがって、農家数の減少率も都府県平均を5ポイント上回る。

また、農業労働力についてみると、基幹的農業従事者数の減少率が56.4%にも達し、突出している。しかし、同従事者の高齢化率は23.1%と低く、従事者総数が著しく減少する中でも若い農業者はある程度存続する。このため、これら農家に農地の集積が図られるとみられることから、耕地面積の減少率は8%程度にとどまると予想される。

2 都府県

都府県平均では、地域人口が1.5%の増加となるが、農業面での衰退は続き、農家数で37.2%、農家人口で45.9%、基幹的農業従事者で40.2%、耕地面積で23.1%の減少となる。また、農家人口の約3分の1、基幹的農業従事者の半分弱が65歳以上の者となる。

(1) 都市的地域

都市的地域は農家数、農家人口および耕地面積の減少率が四つの地域類型の中で最も高い。特に、農家数の減少率（43.6%）は、北

海道をも上回る。また、同地域の高齢化率をみると、農家人口では全国平均を下回るが、基幹的農業従事者では3ポイント高くなる。

(2) 平地農業地域

平地農業地域は、農業関係すべての指標の減少率および高齢化率が全国平均を下回る。農家数と農家人口の減少率はそれぞれ6ポイント、4ポイント全国平均に比べ低い。また、基幹的農業従事者の高齢化率と耕地面積の減少率は北海道に次いで低く、都府県の他の地域類型に比べれば、比較的農業構造が維持される地域であるといえる。

しかし一方で、地域人口が5.9%増加し、その増加率は都市的地域を上回る。農家人口の減少率が42.1%と予測されることから、混住化が急速に進展するとみられる。

(3) 中間農業地域

中間農業地域は地域人口が9.1%減少し、高齢化率も28.1%に高まる。農家人口の高齢化はさらに進行し、3分の1以上が高齢者によって占められる。また、基幹的農業従事者の減少率は40%を超え、しかも同従事者の約半数が65歳以上となる。耕地面積の減少率も26.2%と高く、農業構造の弱体化が一層進むと予想される。

(4) 山間農業地域

最も農業・農村構造が疲弊するとみられるのが山間農業地域である。地域人口が約2割減少し、高齢化率が32.4%にも達する。過疎化と高齢化が一段と加速し、地域社会の維持すら困難になるところも少なからず出現すると危惧される。

一方、農家人口や農業労働力の量的な減少は、他の地域に比べ若干高いとはいえさほど大きな差はない。しかし、高齢化率をみると農家人口で37.5%、基幹的農業従事者で58.1%と極めて高く、農業労働力の質的低下が顕著に進む。このため耕地面積の減少率も29.8%と高く、リタイアした高齢農家の農地の多くが、耕作放棄されると予想される。

第 1786 回（6 月 1 日）
環境の経済評価は政策にとって有用か

（明治大学短期大学）
竹 内 憲 司

本報告では、まず環境の経済評価手法を類型化し、次に環境評価に対する批判、および環境評価を政策に適用する場合の論点を整理し、最後に政策に適用した具体的事例を紹介する。

1 環境評価手法の類型

環境の経済評価とは、環境が改善することで人々にもたらされる便益や、環境が悪化することで人々にもたらされる費用を、貨幣単位で数量化することを指す。評価手法には間接的に行動データとしてあらわれた情報から価値を推定する顕示選好型アプローチと、直接的に価値をアンケートなどによって導き出す表明選好型アプローチがある。

(1) 顕示選好型アプローチの例としてトラベルコスト法を取りあげる。トラベルコスト法ではレクリエーションを楽しむのに人々が費やしている金銭や時間から支払い意志額を求める。ここで時間の機会費用をどのように推計するかが問題となる。労働市場での自由な時間調整が可能な人間と可能でない人間とに需要モデルを区別することで、より現実的な仮定に基づいたモデル推計が可能になる。

(2) 表明選好型アプローチの例として仮想評価法 (CVM) とコンジョイント分析を取りあげる。CVM においては、評価対象の規模が変化した場合に支払い意志額が変化するかどうかというスコープ問題が指摘されている。高知県四万十川の水質改善について行った研究では川全体の水質改善と川の一部のみの水質改善とでは支払い意志額が有意に異なり、スコープ問題は見られなかった。

他方のコンジョイント分析はマーケティングの分野で発展してきた手法であるが、近年環境評価においても用いられつつある。東京

湾油濁防止に対する支払い意志額をこの手法を用いて評価し、被害が防止される対象属性ごとの支払い意志額を調べた。

2 環境評価に対する批判

環境評価に対する批判は以下のようなものがあり、それぞれがどの部分を批判しているのかを区別することが冷静な議論には必要である。

(1) 評価手法の信頼性

評価手法、特に CVM など表明選好型アプローチはアンケート中の評価対象の説明や支払い意志額のたずね方によって回答が大きく左右される可能性がいくつか指摘されている。バイアスを発生させないような評価手法の開発が、CVM 研究の大きな課題として存在する。

(2) 非利用価値の正当性

評価手法によってうまく価値が計測されていたとしても、それが経済学的に有効な概念であるかどうか、という課題がある。「非利用価値の正当性」とは、非利用価値（直接的に便益を享受するわけではないような遠く離れた自然環境資源の保全に対する支払い意志額）のように、行動として観察されることがほとんど不可能な概念を価値として捉えることが正当化できるのかという議論である。

(3) 費用便益分析の妥当性

計測手法と計測対象が妥当であっても、それを用いて費用便益分析をおこなうことが社会に受け入れられるとは限らない。費用や便益の配分について大きな不公平が存在する場合などは、費用便益分析はあまり説得力をもたなくなってしまう。

(4) 貨幣で評価すること自体への批判

これは、生態系などの複雑さを単一の指標では十分に表現できないという指摘であるが、むしろそれは強みであると考ええる。さらに貨幣評価でなくとも生態系の貴重さを重み付けることのできる指標があるのならそれを用いることで、意志決定には有用である。

3 環境評価を政策に適用する場合の論点

評価されたものを政策に利用する，という観点から考えて重要になる論点をいくつか指摘する。

(1) 便益移転

これは，既存研究での評価額を別の評価対象に応用することを言う。これによって調査費用を削減することが可能であるが，どのような場合に認められるか，逆に言えばどの程度の誤差が生じるかが課題となる。

(2) 集計の範囲

これは，評価額をどこまで集計するかについての議論である。非利用価値のように遠く離れていても支払い意志額をもつような場合，集計の可能性は全国にまで広がる。

(3) メタ分析

これは，これまでの評価研究例を横断的に分析し，評価手順などの違いが支払い意志額に与える影響について検討するものである。評価手法の全体的水準の吟味や，便益移転の際の評価額調整に成果を用いることが可能である。

4 実例 アメリカとイギリス

実際の政策利用例をアメリカとイギリスに

ついて見てみる。

(1)アメリカではレーガン政権時の大統領令 12291 号などに基づく規制影響分析，スーパーファンド法に基づく自然資源損害賠償の文脈などで用いられている。規制影響分析では費用便益分析が用いられるが，レビューされた規制全体から言えば便益が貨幣化されている例は一部である。さらに費用が便益を上回ったとしても，それが実際の規制決定に大きな影響を与えるとは言えない。自然資源損害賠償ではバルディーズ事故の例などがあるが，裁判で使えるような評価を行うにはとてつもない費用がかかる。

(2)イギリスでは 1991 年に環境省が環境評価のガイドラインを報告書にまとめ，政策に関連した評価が活発になってきた。近年の例として全国の大気環境基準設定における費用便益分析があげられる。しかしこの例では，健康便益の評価額に大きな幅があったため，健康省は推計値を結論部分で用いることをせず，費用効果分析のみを用いた。全般的に言うところ，こうした環境評価の例は増えつつあるが，実際に意志決定に大きく影響を与えているとはあまり言えない。

第 1787 回（6 月 8 日）

フランスの新規参入対策と
就農政策評価

須 田 文 明

我が国同様、フランスにおいても、新しい農業基本法において、就農政策にプライオリティーが与えられているが、それは青年の高い失業率だけのためではない。旧基本法の下で進められてきた構造政策が人口上の隘路に達着したことが、就農政策のテコ入れの要因となっている。離農促進措置などを通じて、今日、経営主の年齢階層は平準化し、今後放出される経営数の減少が予想されている。

さて、これまでは、離農の大幅な増加に伴う、既存の経営の規模拡大により農業所得は向上し続けてきたが、放出される経営の減少により、就農と規模拡大との競合が先鋭化することが予想されている。相変わらず高い失

業率を背景に、フランス政府は、構造政策による規模拡大よりも、就農政策を重視する姿勢を明確にしているのである。

ところで、今日、フランスにおいても、農業の多様な担い手として、他の職業経験を経た後での就農、非農家出身者による新規参入への助成措置が講じられている。こうした措置は、全国レベルで一律に決められる措置と、地方自治体レベルで決められる措置がある。全国レベルで決められる措置には、相続人のいない経営者に対して、親族関係にない経営取得者に経営が移譲される場合、委譲助成金が支給されるようなものがある。

また、地方自治体レベルで決められる措置では、リレー方式による農場の仲介として、後継者のいない農場を広域行政連合体が買い取り、整備した後に、青年に売却する場合、当該組織に助成金が支払われる。

第 1788 回 (6 月 15 日)
移行体制下ブルガリア農業の課題と展望

(ブルガリア国内・国際経済大学)
ディミタール テルジエフ

本報告は、計画経済から市場経済への体制移行下ブルガリアの最重要問題である農地の旧所有者への返還、集団農場の解体・再編を中心に、ブルガリア農業の課題を整理した。

ブルガリア共和国はバルカン半島に位置し、北はルーマニア、東は黒海、南はトルコ、ギリシャ、西はユーゴスラビア、マケドニアと接し、面積 11 万 km²、人口 850 万人(1992 年)の小国である。対日貿易構造は、日本へアルミニウム、鉄・非鉄金属製品、食料品を輸出、日本から電子機器などの機械機器を輸入している。農業は GDP の 13%、雇用の 24%、輸出の 22% (1995 年) を占める重要な産業である。主要作物は、小麦、大麦、トウモロコシ、ヒマワリ、ブドウ、タバコ。輸出農産品として、香水の原料となるローズオイル (世界第 1 位)、葉タバコ、ワイン (近年対日輸出の伸びが著しい) が有名であるが、高品質なヨーグルト、白チーズ、生鮮野菜・果実も対 EU に供給している。

ブルガリアは他の中・東欧諸国と同様、1989 年末のジフコフ社会主義体制崩壊以降、計画経済から市場経済体制への移行を進めている。農業においては、実質的に国有化されていた農地の旧所有者への返還、大規模集団農場の解体・再編が最重要の課題となっている。

1991 年に、農地所有・利用法 (Law for Agricultural Land Ownership and Land Use) が成立した。同法の目的は、集団化された農地を 1946 年の土地所有法 (Law for Land Ownership) を規準として、元の所有者もしくはその相続人に返還することである。返還の手続きは 301 の自治体土地委員会 (Municipal Land Commission) を通じてな

される。土地の物理的境界が当時のまま残されている場合はそのまま、土地の形状が変化して境界が特定できない場合は、面積と質が等しい他の地片を再配分することとした。返還手続きの概略は以下のようである。

申請者は集団化以前の土地証書、集団農場への参加申請書などの証明書類、それがない場合は公正証書を添えて土地委員会へ返還の申し立てを行う。申し立てが正当と判断され、土地区画が不変ならば決定はすぐに下される。境界が変わってしまっている場合、一定の整理区域 (Territory Belonging to Settlement と称され、全国で 4,811 区域あり平均 1,200 ha の広さを持つ、1992 年 8 月現在) 内で換地が行われる。同一申請者の権利が複数の区画に及ぶ場合は 1 か所にまとめられる。権利の正当性が認められれば、換地処理を待つ間暫定的な土地の利用を別途申請することができる。以上が 1991 年法の概要であるが、その後同法はめまぐるしい政権交代の度に改正されている。

1992 年 8 月までに、1,698,068 の個人が 5,165 千 ha (全農用地の 83%) に対して返還を申請した。元の所有権を証明する書類の欠如、所有者の死亡、住居の移転などにより権利関係を確定するのは容易なことではなく請求者間の紛争も多い。また、正確な地籍図を作成するための人材、予算も不足している。このように返還作業は困難を極めていた。1997 年末で上記請求面積の 68% (18.9% が旧境界線、48.1% が再配分) で返還が確定しているが、実際に権利証書が交付されているのは確定した所有者の 11.9% にすぎない。すなわちほとんどの農地は暫定的な権利関係にあり、土地市場は未展開のままで構造再編の妨げとなっているし、新たに経営を始めた個人農も担保能力がなく融資が受けられない状態にある。

(文責・横山繁樹)

第 1789 回（6 月 22 日）

90 年代後半期におけるフランス農政の 課題とその背景

石 井 圭 一

1998 年から 99 年にかけて、フランスでは新農業基本法案が立案、審議される一方、欧州連合（EU）レベルでは欧州委が提案した共通農業政策（CAP）改革をめぐる加盟国間交渉が行われた。

本報告の目的は、新農業基本法案で提示された主要政策課題について、農業構造と農業財政の展開、補助金と農業所得の側面に焦点を当てながら検討を行い、フランス農政の変革の方向を明らかにすることである。

① 90 年代の農業構造

フランスにおいて農業経営数の減少や大規模層への農地の集中は、今に始まったことではないが、この 10 年間にその速度が増したことは重要である。1990 年まで増加を続けた 50～70 ha の経営層は 90 年以降は減少に転じ、70～100 ha の経営層も 95 年以降増加を止めた。農業経営数の伸びは 100 ha 以上の経営層に限られる。100 ha 以上の経営への農地の集積は 90 年 26.7%が 97 年には 43.1%に高まった。農業構造の変化の過程で、農業経営者の平均年齢は低下し、今後の引退経営者数は減少する。農業経営数の減少は農村社会の活力低下をもたらす一方で、残る経営に対して規模拡大の機会を与え生産物価格の低落への適応を促すことができた。しかし農業者の引退によって流動化する農地が今後減少することは、規模拡大による経営の適応がこれまでより難しくなることを意味する。

② 農業所得、補助金と農業財政

92 年の CAP 改革後の堅調な市況と規模拡大により平均的な農業所得は上昇した。所得補償の水準は介入価格の引下げ幅を基準に算定されたため、穀作経営に対して過剰に補償する結果となったことは農業諸団体も認める

ところであった。また、直接支払いの対象は一部の生産物に偏る一方、面積や頭数当たりで支払われるため、当然配分の格差が生じる。農業所得に占める補助金比率が著しく高まり、歳出が一部の部門、地域、経営に集中したことで、農業界の内部からも農業支持の正当性や公平性を確保する新たな政策が求められるようになった。

90 年代のフランス政府の農業関連歳出は実質ベースで削減されており、特に各種直接支払い、投資助成、災害補償等、農業経営の所得に直接的に関連する農業生産対策費におけるフランス政府歳出減は顕著である。フランス農業に対する歳出全般は伸びたが、それを支えたのは EU 財源であった。また、92 年 CAP 改革の対象産品はフランスのシェアが高く、EU の農業歳出のうち対フランス歳出比率の増加に寄与した。これらは、フランス政府が単独で新たな農政の改革を実現できる余地が小さいことを意味した。

③ 99 年新農業基本法における政策手段

以上のような制約（面的拡大による経営適応の弊害と限界）と課題（農業補助金の正当性と公平性）に対して、新農業基本法が用意した政策手段が「経営地方契約」である。これは、高額受給経営の補助金を一部削減して主要な原資とするとともに、環境保全や雇用の創出、生産物の高付加価値化にチャレンジする農業経営に対して、補助金を再配分する仕組みである。経営の所在地に始まり、家畜の登録番号、各圃場の作付け計画などを記入した申請用紙を届け出ることによって給付を受けられた補助金に対して、「経営地方契約」は今後の経営の展開に促しながら、生産活動を通じて社会的ニーズにどう応えるかという農業者の構想力を問うている。補助金給付の要件は各地方、地域で立案される分権的な仕組みである。新制度の定着には試行錯誤の期間を要するであろう。